



# SBDL リーグ編成について

埼玉県バスケットボールデベロップメントリーグ

## 1 リーグの構成

- (1) リーグは、1部から6部で編成される
- (2) 1部リーグは、最大1プール ( 8チームまで) 小計 8
- (3) 2部リーグは、最大2プール ( 16チームまで) 小計 24
- (4) 3部リーグは、最大4プール ( 32チームまで) 小計 56
- (5) 4部リーグは、各支部最大1プール ( 32チームまで) 小計 88
- (6) 5部リーグは、各支部最大2プール ( 64チームまで) 小計 144
- (7) 6部リーグは、各支部最大4プール ( 128チームまで) 小計 256
- (8) 7部リーグ以下は、現在は設定していないが、参加チームが256を超える場合、新たに設定する
- (9) 1部、2部リーグの中には、同一チーム複数ユニットは所属できない
  - A ユニットAが1部、2部に所属する場合には、ユニットBやユニットCは、3部以下に所属する
  - B このため、ユニットBが3部で優勝した場合でも、このユニットBは1部、2部に所属する権利を有さないため、入替戦参加や自動昇格の権利を有さない。ただし、下部リーグとの入替は対象となる。
  - C この場合には、「上位リーグ昇格の権利」は同一プール内の次の順位のチームへ譲渡される
  - D この(9)のレギュレーションは、トップトーナメント編成と関連するため、例外を認めない
- (10) 3部以下(4部を除く)は、同一リーグ内でも別プールであれば所属することができる
- (11) 所属リーグは、原則として上位リーグから順に埋まっていく。
- (12) 上位リーグ参加チーム数の上限が満たされていないが、所属希望が下位リーグに集まった場合は、U15カテゴリー部会が、「3 所属リーグ編成の流れ」に沿って協議し、優先して上位リーグを埋めていくよう棲み分けを行う

## 2 プールの編成

- (1) プールは、8チーム以下で編成される
- (2) プールが、9チームを超える場合は、U15部会競技部が協議の上、8チームをプールに棲み分ける
- (3) 所属リーグの棲み分けについては「3 所属リーグ編成の流れ」を参照
- (4) 同一プール内に、同一チーム複数ユニットは所属できない

## 3 所属リーグ編成の流れ

- (1) 編成について
  - A リーグ編成は、全チームの所属リーグ申込（所属希望は自由に選択可能）終了後、U15カテゴリー部会によって決定される
    - a) 本リーグ戦事業では、上位リーグに在籍する組織（指導者・選手・関係スタッフ）は、コート上でもコート外においても、その立ち居振る舞いについて全県の見本となる存在であることが求められる。これは、2018年リーグ戦事業発足当初より大切にしている理念である。
    - b) 県内すべてのチームから愛され応援されるチームが、上位リーグに所属する権利を有する
    - c) リーグ運営において、他チームとのトラブルや関係者からの非難が相次ぐようなことがある場合は、上位リーグに在籍する権利は有さない。
    - d) この理念は、現在と未来の選手のために固く貫かれるべきものであり、決して搖るがない。たとえ競技結果が優秀であっても、本リーグ事業における所属リーグ編成においては、競技結果はあくまでも第5段階の参考資料である。
  - B R（地域）リーグにおいては、参加チーム数や前回リーグの実情など様々な事情を考慮し、グループリーグに聞き取りを行いながら、実態に合わせて柔軟に編成を行う（別地域リーグへの

- C 移動の相談・グループ合同開催など)
- C リーグ編成は、以下の順で参考資料を取り扱う（2018年リーグ戦事業発足当初より大切にしている理念）
- a) 組織（指導者・選手・関係スタッフ）は、コート上でもコート外においても、その立ち居振る舞いについて全県の見本となる存在であるか（県内チームから尊敬され、愛され、応援されるチームであるといえるか）
  - b) 組織（指導者・選手・スタッフ等）は、リーグ戦事業の運営においてコート内外においてトラブルがあったり、県内のバスケットボールファミリーから非難されるような言動があつたりする等、他者に嫌な思いをさせたりするようなインテグリティを欠く言動はないか、暴力根絶宣言を行い、行動規範を遵守できているか
    - (1) 行動規範には暴言暴力のほか、不適切な指導、安全義務違反、リクルート、金品の贈与および受理等が含まれる。また、特に重大な過失を伴う重い事故が生じた場合、保険だけでは対応できないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと。
    - (2) 指導者だけでなく選手や保護者を含めチーム全体にインテグリティの重要性を指導できる組織体制を構築できているかは、競技力だけでなく育成世代の子どもを預かるスポーツ環境整備において非常に重要な点
  - c) 長期育成型の組織であるか
    - (1) 長期育成型の組織とは、JBA登録3年以上の持続した活動を目安とする。
    - (2) 移籍によってその年に有望選手を集めたチームなどは長期育成ではない。
    - (3) 前回リーグに出場していないチームは長期育成ではないため新規チームとみなす。
    - (4) チーム同士（新規同士の場合も同様）で優劣をつけなければならない場合
      - ① 過去のリーグ戦参加歴の古いチーム
      - ② JBA初年度登録の早いチーム
  - d) 選手をよりよく育成するための環境を構築する組織力があるか。指導者のライセンス保有、ルールを遵守できる選手育成のための帯同審判員保有、チーム内の指導者数と選手数の比率、安定した練習会場の確保状況、AEDや氷など安全な練習環境の確保状況、など。これまで中学校組織が主体であった本県では、安心・安全な環境が確保され、チェック体制も十分であった。今後、クラブチームが増えしていく上で、こういった安心・安全な環境を確保しているチームが当たり前になっていくこと、そういうチームが上位リーグに在籍することが求められる。
 

（JBA全国U15選手権でも本項目に該当する推薦枠が設置されており本県からJBAによる推薦チームとして全国大会へ出場した事もある）
  - e) Dまで協議した結果、優劣がつかない場合、前回リーグ成績を参考資料として編成する
- D その他
- a) 「3リーグ編成の流れ（1）C」の具体例は、以下のようなこと等が挙げられる  
事故報告書により複数回確認された場合には、「上位リーグに在籍する権利は有さない」という要項への表記の通り、次回のリーグ編成の際、参考資料とする
    - (1) 会場提供日がゼロ
    - (2) 指揮をとるコーチがライセンスを保有していない
    - (3) 条件を満たす帯同審判を準備できない
 

※ 参照・・・リーグ戦要項「14 大会エントリー資格（9）会場、審判、コーチライセンスなどを準備できないチームは、参加資格を失う」
  - b) 各チーム代表者は、万が一問題となるような事例が確認された場合には、SBA U15部会ホームページの「資料展開」のページにある「事故報告書」で速やかに報告を行う。
    - (1) 事故報告書提出の際には、静止画、音声、動画などを添えることが求められる。
    - (2) U15部会事務局は、事故報告書に基づき、「上位リーグに在籍する権利を有するか」を判断する。その権利を有さないと判断された場合には、大会に関わる当該チームの全ての試合を没収試合（20-0で敗退）とする可能性がある。
    - (3) 具体例としては、暴力暴言、審判員や相手チームへの敬意を欠く言動、リーグ戦への会場提供ゼロ、コーチライセンスが提示できない、帯同審判員をチームとして準備できない、自チームの選手が移籍を希望しているにも関わらず速やかに手続きを行わない、日本バスケットボール協会公認の審判着以外の服装で審判活動を行う、審判に対してチームスタッフや保護者が野次が浴びせる、大会役員として非協力的、保護者やチーム関係者が駐車場および施設利用上の注意を守ることができない、チームとして各種会議・講習等に出席することができない、など。